

【病気の説明】

風しんウイルスの飛沫感染（せきやくしゃみ）で起こる病気です。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節の腫れなどが主な症状です。

妊娠初期の妊婦が風しんにかかると、先天性心疾患、白内障、聴力障害、発育発達遅延などの先天性風しん症候群の児が生まれる可能性が非常に高くなります。

【MR(麻しん風しん混合)ワクチン及び風しんワクチンと副反応】

麻しんウイルス、風しんウイルスを弱毒化してつくった、生ワクチンです。

副反応の主なものは、発熱と発疹です。他の副反応として、注射部位の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応、じんましん、リンパ節腫脹、関節痛、熱性けいれんなどがみられます。

【予防接種を受ける前に…】

- (1)先に他の予防接種を受けたときは、予防接種法で定められた間隔をあける必要があります。
- (2)風しん予防接種について、必要性や副反応を十分に理解した上で接種してください。
分からないことは接種を受ける前に医療機関で必ず確認してください。
- (3)予診票は医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。体温は接種医療機関で測ります。

【予防接種を受けることが出来ない場合】

- (1)明らかに発熱している(37.5℃以上)
- (2)明らかに重篤な急性疾患にかかっている
- (3)その日に受ける予防接種の接種液成分で、アナフィラキシー（全身にひどいじんましん・呼吸困難などの症状に引き続きショック状態）を起こしたことがある
- (4)妊娠中の方

上記に当てはまらなくても医師が接種不適当と判断したときは接種できません。

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- (1)心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気や発育障害などで治療を受けている
- (2)過去の予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた、及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた
- (3)今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある
- (4)過去に免疫不全の診断がなされている、及び近親者が先天性免疫不全症である
- (5)予防接種の接種液成分に対し、アレルギーがあるといわれたことがある（ワクチンの製造過程において、培養に使う細胞の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあります。）
※該当すると思われる場合は、予診の際に医師とよく相談してください。主治医やかかりつけ医師が別にいる場合は、あらかじめ接種についてよく相談してください。

【予防接種を受けた後は…】

- (1)接種後30分間程度は、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがまれにあります。
- (2)接種後4週間は、副反応の出現に注意してください。
- (3)接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位はこすらないでください。
- (4)接種当日は、激しい運動を避けましょう。
- (5)接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- (6)接種後2か月程度は避妊をする必要があります。

【医薬品副作用被害救済制度】

予防接種法によらない任意の予防接種によって健康被害（入院が必要な程度の疾病や障害など）が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償を受けることができます。

問い合わせ先は下記のとおりです。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
救済相談窓口 電話 0120-149-931(フリーダイヤル)

URL <http://www.pmda.go.jp/>

